

様式第5号（第6条関係）

檀原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成24年度 第10回委員会 平成25年2月8日（金） 於. 檀原市役所 本館3階 第2会議室	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 安田 武功 事務局 総務部長、会計管理者、総務部副部長、 財産契約課長、会計課技術検査室長、 財産契約課主幹、財産契約課課長補佐 外2名	
審議対象期間	平成24年4月1日～平成24年9月30日	
抽出案件	総件数 8件	（備考）期間内入札等件数 総件数 100件 事後審査型条件付き一般競争入札 83件 指名競争入札 11件 総合評価落札方式 1件 企画提案型総合評価方式 2件 随意契約 2件 条件付き一般競争入札 1件 設計施工方式 0件
事後審査型条件付き 一般競争入札	4件	
指名競争入札	1件	
総合評価落札方式	1件	
企画提案型総合 評価方式	1件	
随意契約	0件	
条件付き 一般競争入札	1件	
設計施工方式	0件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<入札制度改正について>	
最低制限価格の設定方法について、改正するとのことであったが、進捗状況はどうなっていますか。	<p>前回、改正案として、最低制限価格そのものを事前公表とする方向である旨説明いたしました。その後の協議検討の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格を公表することで応札金額が同じになり、競争性が低下する懸念がある。 ・積算意欲の低下や未積算による応札が可能になり、業者育成の面からみても好ましくない。 <p>等の理由により従来どおりくじにより決定する方法を継続することとなりましたが、25年度から落札者の決定にあたり、発注案件ごとに入札傾向を加味する方法に改正いたします。</p>
改正の内容	<p>従来どおり、設計金額・最低制限基準金額を事前公表し、案件ごとに入札参加者の各入札金額が、基準金額より高値か低値かの入札傾向を検証します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低値の傾向の場合 最低制限基準金額より低値の入札割合が、60%以上の場合、落札者となり得る者は、基準金額以下の者とします。この場合、くじ率により、該当する落札者がいないときは、再度くじを引くこととし、落札者が決定するまで繰り返します。 ・高値の傾向の場合 基準金額より低値が60%未満の場合は、従前どおり予定価格以下で、最低制限価格以上の者で最低値のものが落札者となります。
改正の主旨	<p>ほとんどの入札参加者が、低値であるにも関わらず、くじ率により高値の落札者となり、落札外（低）が多発するケースがある。少しでもそれを回避し、高値の異常値での落札の減少を図りたい。</p>
国の方針は、最低制限価格の公表をしない方向であるがどう考えていますか。	<p>事前公表をしないと、予定価格や最低制限価格を探ろうとする不適正な行為が発生する可能性が想定され、事件性に発展する面も考慮して、職員を守ることを重要視し、従来とおり金額を公表しつつ、くじにより決定する方法で、突飛な落札者が発生しない方法として、今回の改正にいたしました。</p>
<p>低入札価格制度の運用は、考えてないのですか。</p> <p>他の自治体等運用する実態を見極めながら、検討するテーマだと考えます。</p>	<p>低入札調査となれば、事務手続きが煩雑になり、それに対応する人員、専門的な知識や技術が必要であり、現状の体制では対応できないと考えていますが、将来的に検討していかなくてならないと認識しております。</p>

委員からの意見・質問	市の回答
<p>今回の改正により、落札者と落札外（低）の者の格差が大きすぎるということ、ある程度是正できることは、一定の効果が期待できます。市民の理解を得られる範囲内の落札と、職員のリスクを考慮した改正であると評価します。</p>	
<p><抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について></p>	
<p>抽出事案1〔畝傍中学校校舎地震補強工事（第2期）〕について</p>	
<p>耐震工事で、自治体が一番問題なのが安全管理である。優れた安全管理のもと学校運営に支障なく工事を執行することは、大変なことだと考えます。そういうことから、安全管理や施工管理など提案を受ける総合評価による発注も視野に入れ考慮したらよいという印象を持ちました。</p>	<p>発注内容に適した入札方法を検討していきます。</p>
<p>抽出事案2〔（仮称）第5こども園大規模改修・増築工事に伴う設計委託〕について</p>	
<p>特になし</p>	
<p>抽出事案3〔平成24年度污水管渠埋設工事に伴う建物事前調査業務〕について</p>	
<p>委託業務については、今年度より最低制限価格を設定していますが、なぜこの案件は設定していないのですか。</p>	<p>下水工事に伴う建物の事前調査業務を、年度初めに1年間の単価を契約をするものであり、最低制限価格の設定はなじまないと判断いたしました。</p>
<p>抽出事案4〔昆虫館周辺植栽管理委託業務〕について</p>	
<p>最近、防災対策や公共インフラ問題がクローズアップされて、地域維持型の契約を拡充することが良いとされています。植栽管理は継続するもので、地域維持型の発注について、今後検討されてもいいと思います。 毎年毎年細切れで契約するより、一定年限とした方が事務の簡素化にもつながります。 自治体行政は単年度主義であるので困難かも知れませんが、事務の効率化という面から見ても、或いは地域における民間の地域パワーを涵養するという面から見ても検討されてもいいと考えます。</p>	<p>市内には100箇所以上の公園があり、街区公園という小さな公園は、地元で委託しております。 大規模な委託や、急勾配な斜面等危険な場所については、入札により委託契約をするという仕分けをしています。 小規模公園は、地元で委託して地域とのコミュニケーションを図るといった狙いもあり現行も執行しております。</p>
<p>抽出事案5〔市道路舗装工事〕について</p>	
<p>特になし</p>	

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案6〔榎原市消防団拠点施設新築工事〕について	
価格だけではなく、技術的評価等も考慮する総合評価方式は非常に良いことだと思いますが、最低制限価格制度により発注していますがどうしてですか。	以前は、総合評価方式についても最低制限価格をくじにより決定していましたが、技術的評価の高い業者が失格するということがあり、23年度から技術的評価により優良業者が落札できるよう最低制限価格を公表することとしました。
総合評価の公平性・透明性の観点から、業者に対して採点や評価は公表するのですか。	良い提案かどうかだけの結果を公表しています。提案内容を公表すると、判定・評価する基準が解かり、以降の判定に支障と来たすことも考えられるため、○か×での結果だけを公表しています。
抽出事案7〔奈良県立医科大学周辺地区まちづくり基本構想策定業務委託〕について	
公募型プロポーザル方式による発注であります、落札者の決定方法はどのようにしているのですか。	担当部署が特定委員会を庁内関係者で設置し、そこで提案内容等を審議し業者を特定します。
抽出事案8〔千塚資料館大規模改修工事〕について	
事後審査型が通例であるのに、千塚資料館は、なぜ条件付き一般競争入札で発注したのですか。	この案件は、2者による共同企業体（JV）という参加資格としましたので、手続きが特異なため、業者には早期に参加資格を与える方が良いと判断し、またどのような企業体を構成するのかを含め、配置技術者の確認等審査する項目も多いため事前に審査を行う条件付き一般競争入札としました。
<建設工事種別の発注統計について>	
<工事成績について>	
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	
<次回の開催について>	
次回の当委員会は、平成25年7月の開催を予定しています。	